

中国税務速報

2021年4月16日

1. 国家税務総局 「初回違反不罰」リストの公告

2021年3月31日、中国国家税務総局は「初回違反不罰」リストを作成し、リストに記載された事項のうち、比較的軽微で、かつ税務機関の指摘前に修正が完了した場合、または税務機関が命じる期限内に訂正が速やかに行われた場合には、行政処分は課されないものとするを明確にしました。

リストには「初回違反不罰」が適用される10事項が掲載されています。これらには、書類の発送、納税申告、発票の管理など、比較的軽微な違反行為が含まれています。税務機関はリストに記載された事項が生じた場合で、かつ公告の条件に合致する納税者、源泉徴収義務者に対しては「最初の違反は罰せられない（初回違反不罰）」を適用するとしています。「初回違反不罰」が適用される納税者、源泉徴収義務者に対しては、税務機関は適切な方法で税法についての説明と指導を強化していきます。

この「公告」は2021年4月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5162954/content.html>

2. 財政部 税務総局 増値税電子発票の清算、記帳ならびにアーカイブの電子化推進に関する通知

小規模納税者の発展を更に支援するべく、中国財政部、国家税務総局は2021年3月31日、小規模納税者に対する増値税免除政策の公告を発表しました。公告によれば、2021年4月1日から2022年12月31日までの間、月間売上高が15万元以下の小規模納税者に対しては、増値税が免除されます。

小規模納税者の課税対象となる最低限度額が引き上げられた以外は、納付方法等について変更はありません。なお納税者は納税期間を選択することが可能で、異なる納税地で増値税を予定納税する必要がある小規模納税者も、月間売上高が15万元を超えない限り、予定納税は不要となります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162930/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5162927/content.html>

3. 国家税務総局 工業部・情報化部 「車両購入税の免税対象となる固定設備付き非運輸専用車両リスト（第一弾）」の公布

中国国家税務総局、工業部・情報化部は2021年3月31日、「車両購入税の免税対象となる固定設備付き非運輸専用車両リスト（第一弾）」を公布しました。当該リストは、専門機関である設備センターが、第20号公告で規定された技術要求に基づき作成したものです。リストには244社3,487種類の車両が含まれ、新しい管理制度が定着したことを示す内容となっています。各関係者が車両の電子情報に記された免税マークに基づいて関連事項を処理することで、特殊車両の免税管理の専門性、正確性、利便性がさらに向上されることとなります。また税務処理が最適化され、税務サービスが改善されるほか、納税者の利便性も向上し、国务院の「放管服」改革がさらに推進していくこととなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n371/c5163030/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5163031/content.html>

4. 国家税務総局 増値税優遇政策に関する手続とサービスの最適化についての公告

納税環境をさらに最適化し、納税者に対しより便利なサービスを提供するため、国家税務総局は2021年3月29日、増値税優遇政策に関する手続とサービスの最適化についての公告を発表しました。企業と個人商工業者（以下、「納税者」といいます。）が増値税の減税・免税政策を適用する場合、増値税の申告時に規定に従い必要な申告書類に記入することで適用が可能となります。関連法規で規定される資料については、今後の審査のため適切に保管する必要があります。納税者が増値税の即時還付を適用する場合や初めて増値税還付を申請する際には、還付申請に係る資料と関連法規に規定される資料を管轄税務署に提出する必要があります。

当該公告は2021年4月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162928/content.html>

5. 「中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予定納税申告表（A類）」の発行に関する公告

納税者の負担を更に軽減し、税務処理をさらに最適化するため、国家税務総局は2021年、「振替納税における企業所得税予定納税申告表を改訂し、様式を簡素化する」という取り組みを開始することを決定しました。これによる主な変更点は、付表枚数の減少、メインフォーム欄の最適化、記入方式の一部調整等です。また、精密性、利便性、インテリジェント化、専門サービスを更に推進していくため、税務機関は電子税務局などのインターネット申告システムのスマートサービス機能を更に最適化しています。本政策の大きな目的としては、一つ目は正確な分類を行うこと、二つ目は小規模納税者企業に対して企業所得税を減免すること、三つ目はスマート計算機能をさらに拡大することがあります。

当該公告は2021年4月1日より施行されます。月次で所得税を納付する居住者企業は、2021年3月度の申告から新しいバージョンの申告表を使用開始していくこととなります。また四半期ごとに所得税を納付する居住者企業は2021年第1四半期の申告から新しいバージョンの申告表を使用開始していくこととなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5162422/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5162423/content.html>